

紀北町電気自動車等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、町内を使用の本拠とする電気自動車又は燃料電池自動車を購入する者に対し、予算の範囲内で紀北町電気自動車等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、紀北町補助金等交付規則（平成17年紀北町規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する自動車のうち、搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源とする自動車であつて法第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けたものをいう。
- (2) 燃料電池自動車 法第2条第2項に規定する自動車のうち、搭載した燃料電池によって発電した電気によって駆動する電動機のみを動力源とする自動車であつて自動車検査証の交付を受けたものをいう。
- (3) 電気自動車等 前2号に規定する自動車をいう。
- (4) C E V補助金 経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱（20230224財製第2号。以下「交付規程」という。）で定められたクリーンエネルギー自動車導入促進補助金をいう。

(補助対象車両)

第3条 補助の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、電気自動車等のうち、初度登録された日において、C E V補助金の交付規程に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の電気自動車又は燃料電池自動車の区分の対象車両とする。ただし、超小型モビリティ、ミニカー及び側車付二輪自動車・原動機付自転車を除くものとする。

(補助対象者)

第4条 町長は、次に掲げる要件の全てを満たす者（以下「補助対象者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 申請当該年度に自動車検査証の交付を受けられる補助対象車両を購入した者
- (2) 新規登録の補助対象車両を購入し、自ら継続して使用する者。ただし、

リース契約でないこと。

- (3) 自動車検査証に記載されている補助対象車両の使用の本拠の位置が町内となっている者
- (4) 町内に住所を有する者又は町内に本社を置く法人で町税を滞納していないもの
- (5) 紀北町暴力団排除条例（平成23年紀北町条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員でない者

2 補助金の交付は、補助対象車両の購入台数にかかわらず、1世帯につき1台、1法人につき1台限りとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象車両のうち、次に掲げる区分に応じ、予算の範囲内で当該各号に掲げる額とする。

- (1) 電気自動車 購入1台当たり10万円を限度とする。
- (2) 燃料電池自動車 購入1台当たり40万円を限度とする。

（交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電気自動車等購入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象車両の購入に係る注文書その他契約を証する書類の写し
- (2) 補助対象車両の自動車検査証の写し
- (3) 補助対象車両に係るCEV補助金の交付額確定通知書等の写し
- (4) 住民票の写し、法人にあっては、当該法人の登記事項証明書の写し
- (5) 町税の完納証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

（交付決定及び額の確定）

第7条 町長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出を受けた場合においては、当該交付申請書兼実績報告書の書類の審査により、適正と認めるときは、交付決定を行い、交付すべき補助金の額を確定し、電気自動車等購入補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、電気自動車等購入補助金交付請求書（様式第3号）を提出するものとし、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（財産処分等の制限）

第9条 交付決定者は、補助金の交付を申請した日の属する年度の翌年から起算して4年以内に、補助金の交付決定を受けた電気自動車等（以下「補助車両」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ紀北町電気自動車等購入補助金財産処分等承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助車両の財産処分等を行う場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、紀北町電気自動車等購入補助金財産処分等承認通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前条第1項の承認を受けずに補助車両を処分したとき。

(3) 補助金の交付決定内容その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(4) その他町長が交付決定の取消し又は補助金の返還の必要があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行し、同年4月1日以後に自動車検査証の交付を受けた電気自動車等について適用する。